

テック介護相談室 居宅介護支援事業所
重 要 事 項 説 明 書

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 テック
主たる事務所の所在地	青森県青森市大字浪館字泉川2番地6
代表者（職名・氏名）	代表取締役 千葉 英三
連絡先	017-718-1150

2 事業所の概要

事業所の名称	テック介護相談室	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	青森県青森市大字浪館字泉川2番地6	
連絡先	017-763-5600	
指定年月日・介護保険事業所番号	平成26年10月1日指定	0270104995
管理者の氏名	中村 雅子	
通常の事業の実施地域	青森市	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	有限会社テックが運営する指定居宅介護支援事業所テック介護相談室において実施する指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関わる事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1 事業は要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立ち、援助を行います。2 事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

	<p>3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者を行うもの、若しくは地域密着型サービス事業を行うものに不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>4 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとします。</p>
--	---

4 従業者の職種、員数及び職務内容

従業者の職種	員数・勤務の形態	職務内容
管理者 兼 主任介護支援専門員	1名・常勤 (介護支援専門員と兼務)	従業者の管理及び業務の管理の一元化に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。
主任介護支援専門員 介護支援専門員	1名・常勤 1名・常勤 (介護支援専門員)	相談支援や指導、居宅サービス計画の作成等

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、土・日・祝日及び 8月13日～15日、12月31日～1月3日を除きます。
営業時間	8時30分～17時30分まで

6 提供する居宅介護支援の内容

内 容	提 供 方 法
<p>内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>1 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、ご利用申込者様又はそのご家族様に対し、運営規程の概要その他のご利用申込者様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援の提供の開始についてご利用申込者様の同意を得ます。</p> <p>2 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、ご利用申込者様又はそのご家族様に対し、居宅サービス計画（以下「計画」という。）が介護保険法に規定する基本方針及びご利用申込者様の希望に基づき作成されるものであるため、ご利用者様が当事業所に対し複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項について「訪問介護等」という）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行います。</p> <p>3 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、ご利用者様について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますようお願いいたします。</p>

<p>居宅サービス計画の作成</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ご利用者様宅を訪問し、ご利用者様やご家族様に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します（全国社会福祉協議会方式）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ご利用者様は自宅周辺地域における介護サービス事業者やインフォーマルサービス事業者等、複数の事業者について紹介を求めることができます。内容や利用料等の情報についてパンフレットを用いて説明する等、適正にサービスを選択していただきます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>提供するサービスにより達成すべき目標と達成時期、サービス等を提供する上での留意点などを盛り込んだ計画の原案を作成します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ご利用者様、ご家族様、介護サービス事業者等を参集し、ご利用者様の情報を共有し、抱えている課題、目標、支援の方針について協議等を行う、サービス担当者会議を開催します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>計画の原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象なるサービスと対象にならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等をご利用者様やご家族様に説明し、意見を伺います。（計画の原案に位置付けた指定介護サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることが可能です。）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画の原案は、ご利用者様やご家族様と協議した上で、必要があれば変更を行い、ご利用者様から文書で同意を得た上で決定します。</p> </div>
<p>介護サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供</p>	<p>計画の目標に沿ってサービス等が提供されるよう、介護サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>
<p>計画の実施状況の把握（モニタリング）</p>	<p>介護サービス事業者やご利用者様と連絡を取り、サービスの実施状況や、ご利用者様の状況等の把握をします。</p>

計画の実施状況の評価	計画の実施状況について定期的に評価を行い、今後の方針を決定します。評価は、ご利用者様宅を訪問して行います。
相談・説明	介護保険や介護等に関することについて、幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画の作成時（又は変更時）や、サービス等の利用時に必要な場合、また、医療系サービスの利用を希望する場合は、ご利用者様の同意を得た上で、関連する医療機関やご利用者様の主治医に意見を求める等し、連携を図ります。 2 指定介護サービス事業者等からご利用者様に係る情報の提供を受けたときその他必要と認められる場合は、ご利用者様の服薬状況、口腔機能その他のご利用者様の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、ご利用者様の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。 3 第1号により医師等に意見を求めて、計画を作成した場合には、当該計画を主治の医師等に交付します。
計画の変更	ご利用者様が計画の変更を希望した場合又は計画担当者が介護サービスの変更が必要と判断した場合には、ご利用者様の意見を尊重し合意の上で、計画の変更を行います。
要介護認定等にかかる申請の援助	<ol style="list-style-type: none"> 1 ご利用者様の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 2 ご利用者様の認定の有効期間満了の60日前には、更新申請に必要な協力を行います。
訪問	担当者がご利用者様宅を訪問し状況把握等を行います。

7 利用料その他の費用

居宅介護支援にかかる費用については、介護保険から全額給付されるため、ご利用者様の負担はありません。

ただし、ご利用者様の保険料滞納等により、当事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、次の利用料をお支払いいただき、利用料お支払の際には、指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行します。

(1) 利用料（居宅介護支援費）

基本サービス	要介護度状態区分	単位数	算定要件
居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所			
居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援（ⅰ）	要介護１・２	10,860 円/月
		要介護３・４・５	14,110 円/月
	居宅介護支援（ⅱ）	要介護１・２	5440 円/月
		要介護３・４・５	7040 円/月
	居宅介護支援（ⅲ）	要介護１・２	3260 円/月
		要介護３・４・５	4202 円/月
			介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 45 未満の部分
			介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 45 以上 60 未満の部分
			介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 60 以上

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より減額することとなります。

(2) 利用料（居宅介護支援費に係る加算）※当事業所が条件を満たしたとき加算されます。

加算		基本単位	加算の要件・算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算	300	新規に居宅サービス計画を作成する場合。要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態区分が 2 区分以上変更されたときに居宅サービス計画を作成する場合（1 月につき）
	特定事業所加算（Ⅰ）	519	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施している、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1 月につき）
	特定事業所加算（Ⅱ）	421	
	特定事業所加算（Ⅲ）	323	
	特定事業所加算（Ⅳ）	114	
	特定事業所医療介護連携加算	125	病院との連携や看取りへの対応の状況等の要件を満たした場合（1 月につき）
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	入院日（入院日以前）に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（1 月につき）

入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	入院後3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（1月につき）		
退院・退所加算		カンファレンス参加無	カンファレンス参加有	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、ご利用者様に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（入院または入所期間中1回を限度に算定）
	連携1回	450	600	
	連携2回	600	750	
	連携3回	-	900	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度に）		
通院時情報連携加算	50	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合		

（3）その他の費用

交通費	通常の事業実施地域を超えた地点から、片道8キロメートル未満	100円
	通常の事業実施地域を超えた地点から、片道8キロメートル以上	150円

8 緊急時の対応方法

（1）従業者は、指定居宅介護支援の提供を行っているときにご利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告します。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

主治医連絡先	
--------	--

（2）指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、ご利用者様のご家族様等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

（3）ご利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。当事業所では、以下の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険の内容	身体・財物賠償、人格権侵害補償賠償、被害者対応費用、経済損害賠償

9 苦情相談窓口

(1) 居宅介護支援に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号：017-763-5600 担当責任者：中村 雅子
---------	----------------------------------

(2) 居宅介護支援提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青森市福祉部介護保険課	所在地：青森市新町1丁目3番7号 電話番号：017-734-5257 受付時間：午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く)
	青森県国民健康保険団体連 合会介護保険課	所在地：青森市新町2丁目4番1号 電話番号：017-723-1301 受付時間：午前9時～午後4時 (土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く)

10 個人情報の保護

(1) 事業所は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2) 事業者が得たご利用者様又はそのご家族様の個人情報については、原則的に、事業者での居宅介護支援の提供以外の目的では利用しないものとしますが、当事業所が、高齢者へのよりよい支援体制づくりのために行う、学会及び研究会等で事例発表や、地域ケア会議の開催等において、ご利用者様やご家族様の個人情報が必要となる場合がございますので、別紙「個人情報利用同意書」をご確認の上、記名・押印をお願いいたします。

その他外部への情報提供については必要に応じてご利用者様又はその代理人の方の了解を得るものとします。

事業所相談窓口	電話番号：017-763-5600 担当責任者：中村 雅子
---------	----------------------------------

居宅介護支援提供同意書

年 月 日

事業者は、ご利用者様への居宅介護支援提供開始にあたり利用者に対して、本書面に基づいて契約書、重要事項説明書の2項目を説明しました。

また、個人情報使用同意書について、説明しました。

事業者	所在地 青森市浪館字泉川22-6
	事業者（法人）名 有限会社テック テック介護相談室
	代表取締役 千葉 英三
事業所	テック介護相談室
	管理者 中村 雅子
	説明者氏名

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての契約書、重要事項説明書個人情報使用同意書の説明を受け、サービス開始に同意します。

利用者様	住所
	氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏名 (続柄)